

09年第3回定例会・予算特別委員会での質疑（9月8日）

大内久美子議員

1. 雇用対策について（県内企業への働きかけ、県職員と教員の採用、臨時・嘱託職員の待遇改善）
2. 生活大県への転換について（予算編成の基本、子どもの医療費助成、薬物依存症対策、学童保育の改善）
3. 大型開発の見直しについて（ハッ場ダム、霞ヶ浦導水事業、茨城空港・自衛隊百里基地）

1. 雇用対策について

大内委員 日本共産党の大内久美子です。昨年10月から本年9月までの非正規労働者の雇止めは、県内で5,381人にもなりました。来春卒業の高校生の求人倍率は0.82倍と、昨年に比べて54%と深刻な状況です。ある高校では、不採用が6割にものぼり、就職希望者の3割しか内定がありません。現場で努力している教師は「社会人として人生のスタートの時に、就職がきまらないのは、辛いことです」と話しておりました。

本県は、県内に進出・増設した企業約1500社に、法人事業税と不動産取得税をこれまで227億円も免除してきました。これらの企業には、正規職員の地元雇用を義務づけるべきと考えます。せめて、来春卒業の高校生を正規雇用するよう働きかけをしてはどうでしょうか。知事に伺います。

橋本知事 県内企業へ働きかけてはどうかということでございますけれども、私ども、経済4団体に対して高校生の求人要請などを行ってきているところでございますし、県内30校には進路指導支援員を配置して、就職指導や求人開拓の強化に取り組み、9月末までに延べ2,350社に及ぶ企業訪問を実施しているところでございます。

こういったことに加えまして、せっかくのご指摘でございますので、茨城労働局とも連携して、改めて経済4団体に対する求人要請を行ないますとともに、産業活性化条例に基づいて、課税免除となっている企業などを中心に訪問して、高校生の雇用の確保について働きかけてまいりたいと存じます。

大内委員 よろしくお願いたします。平成11年から10年間、一般職員約1,000人、教員600人を削減し、知事は行革の実績にしてきました。しかし、非常勤嘱託や臨時職員は一般職で1,000人、定数内の臨時教員は1,600人となり、必要な職員配置を不安定雇用で補ってきたのです。

退職者数に対し採用は、一般職で平成20年度は35%でした。一方、定数内の

臨時教員が採用者数の 3.6 倍も存在している状況です。今後、3 年間で 400 人以上の一般職員の削減計画を知事は表明しておりますが、撤回すべきです。定数内の正規教員の配置など採用者を増やすことについて、知事の見解を求めます。

橋本知事 お話しのとおり、平成 5 年度から平成 20 年度までに 1,360 人の一般職員を削減してまいりました。この中での臨時又は非常勤職員の割合、データがありますが、平成 10 年度と平成 20 年度と比較しますと、13%から 15.5%と割合は増加してきておりますが、これは、常勤職員を減らしてきた結果でございます。臨時又は非常勤の職員数については、967 人から 997 人へと 30 人の増加にとどまっております。

正規の職員を採用してはどうかということでございますけれども、極めて厳しい財政状況の中で、人件費の抑制ということがこれからの財政運営を考えた場合には不可欠の要素になってまいりますので、定員の適正化に取り組んでいくことは、今後とも必要ではないかと思っております。

また、一方で、教員の採用につきましては、どういうふうにしていくかということについてお尋ねがあったわけでございますけれども、教員の採用につきましては、実は、できるだけ平準化していきたいという思いがございます。年によって 1,000 人近くとったり、年によって二、三百人ということでも問題がありますので、例えば義務教育の先生ですと、将来的に見ると、約 11,000 人ぐらい必要になってまいります。38 年間勤めると 1 年間で 300 人ぐらいになってくるわけでございますので、それを基準にしながら、どうやってある程度の先生の質というものを確保していくかということも考えながら、今、採用計画を定めているところでございます。

そういった中で、平成 29 年度末には、義務教育だけで約 800 名の大量退職の時期を迎えます。そのために、来年度の採用につきましては、通常ベースの 300 人から 50 人を加えまして 350 人を採用していくことにしておりますけれども、今後とも、そういった形で、この 29 年度の退職のピーク時の大量採用というものをどうやって少しでも緩和していくかということを考えながら定員計画を運営してまいりたいと思っております。

大内委員 本来、定数内の教員は 1,600 人必要ですが、それが臨時教員であるということ、改善を求めます。

そこで、県の臨時職員の給与が 20 歳未満で 8 時間 5,750 円、1 時間 719 円です。非常勤嘱託は上限 13 万 8,000 円です。国が決めた本県の最低賃金は 1 時間 678 円です。用意したパネルをごらん下さい。表 A は、ある組合の青年部の K さんの最低賃金生活体験の家計の記録です。今年の 3 月に行いました。1 ヶ月 10 万 1,400 円の収入で、家賃を 3 万円にしても、4 万 2,000 円の赤字がでました。

食費は1日 828 円です。表Bは、本県の臨時職員のCさんの給与明細表です。22日間働いて13万5,300円で、通勤手当がついても所得税など引かれ手取りは12万2,910円です。到底、一人で生活することはできません。2人とも病気になったら治療費の支払いもできません。

最低賃金を1時間 1,000 円にすべきとの要求が強まっています。本県も臨時職員の時給を 1,000 円以上にするなど、臨時や嘱託非常勤職員の待遇改善を求めますが、所見をお聞かせ下さい。

橋本知事 今お尋ねのありました中に、2種類の職員がいると思うのですが、非常勤の嘱託職員につきましては、これは非常勤特別職ということで、勤務時間が30時間を上限としております。そのために、例えば、相談業務に従事する嘱託員の場合、月15万8,000円の報酬を支払っておりますが、1時間当たり1,260円、40時間の勤務に換算すれば、月21万1,600円に相当し、一般事務職員の初任給をはるかに超える水準となっております。

一方で、多分、今ご指摘されたのは、臨時職員の方だと思いますけれども、臨時職員の場合には、知事部局で雇用している場合、1日8時間で5,750円から6,150円としているところでございます。この場合、業務内容は、事務の補助作業であることから、同種の業務に従事する現業職員の初任給を基準としているところでございます。

今お話しありましたように、1,000円以上に上げたらとかいうお話も出ているところでございますけれども、一方で、そうすると、例えば、企業がまだ採用を控えてしまうのではないかとか、あるいはまた、企業が外国へ行ってしまわないかといったような話もされているようでございまして、私どもは、そういう中で最低賃金がどうなっていくか、できるだけ、そういう民間の状況み踏まえながら、こちらの給与も考えていかなければいけないので、いろいろとこれからも周りの状況というものを的確に把握しながら、この給与水準を決めてまいりたいと思っております。

ただ、せっかくのご指摘でございますので、今後検討はしてまいります。

大内委員 私が示しました本県の臨時職員のCさんは42歳です。今、職を探しています。茨城県では、臨時職員は1年しか採用しておりません。そして、これが収入の実態です。官製ワーキングプアと言われる実態を示しました。ぜひ改善をしていただきたいと思っております。

## 2. 生活大県への転換について

大内委員 知事は「産業大県」から「生活大県」づくりに県政の重点を移すと表明しました。しかし、この補正予算で最優先したのが、TX沿線の用地取

得、企業立地促進補助、開発公社の未利用地買取です。県債を 75 億円増やし、その 74%は企画開発予算でした。

1,500ha もの住宅・工業・開発用地を抱え、返済利息は年 65 億円、売れない土地の対策に四苦八苦し、産業大県づくりはすでに破たんしています。この企業呼び込みの開発行政を転換しなければなりません。

来年度予算は、福祉やくらしの施策を後退させた削減率の強制はやめるべきです。

このことで、重度障害者、妊産婦、小児慢性疾患の医療費助成の大幅削減など弱者に冷たい施策が次々と強行されてしまいました。知事の所見を伺うものです。

橋本知事 今回いろいろ提案させていただいています予算につきましては、まさにご指摘がございました土地処分を急がなければいけないということで、その少しでも助けになるように、県財政を少しでもいい方向に持っていくように、今、国の方で補正予算を講じられたところでもありますので、それを活用していけないかということで提案をさせていただいているものでございます。

また、予算のシーリング方式については、いろいろいい面も悪い面もございます。昭和 58 年度予算から導入をされているところでございますけれども、財政再建の取り組みの一つとして、歳出の抑制を図りますとともに、要求する側にも厳しい財政状況を認識してもらった上で、要求限度の範囲内で事業選択を徹底するという面で、安易な予算要求を抑制する、そういうメリットはあるところでございます。

ただ、一方で、要求枠の範囲内では、規定の予算内容は認めるということでもありますので、ある程度その枠だったら、十分な吟味もされないで、下手したら予算の要求がされてしまいかねない恐れもございます。

そういったことを踏まえまして、本県におきましては、単純にシーリングをかけ続けるというのではなく、すべての事務事業について必要性や妥当性等をゼロベースから見直す事務事業再構築を実施しているところでございまして、スクラップ・アンド・ビルドの検討を春先から夏までの間に集中的に行っているところでございます。

また、それに加えて、各部局長を中心に、事務事業を見直して、その中からある程度予算の削減が行なわれる場合には、新たにそれを自分たちが一番望ましいと思われる方向に向けて、再構築をして予算要求をすることなども新規枠として措置することとしております。

さらに、シーリング方式や事務事業再構築とは別に、生活大県茨城特別枠として 20 億円の新規事業の要求を認めることとしておるところでございます。いろいろこういったことをやりながら、委員のご指摘にもございましたけれども、

何とか少しでも県民の皆さんが喜んでもらえるような、そういう予算づくりに向けてがんばっていきたいと思っております。

大内委員 医療や福祉は聖域として削減対象にしない、この方針を持つべきであると私は考えます。

次に子どもの医療費助成制度の拡充について質問いたします。

父母の願いは中学卒業までの無料化です。知事が公約した小学生までの医療費助成について3年生、6年生までの試算をお示し下さい。あわせて一部負担、所得制限のない完全無料化について、小3、小6、中3までの試算を伺います。知事は、どの拡充案を実施しようとしているのでしょうか伺います。

橋本知事 現行の所得制限および自己負担金のままで入院、外来とも小学校3年生まで対象を拡大した場合には、新たに2億9,000万円、同様に、小学校6年生まで対象を拡大した場合には、新たに4億9,000万円が必要になると試算しております。

次に、所得制限及び自己負担金を廃止して、完全無料化とした場合ですが、入院、外来とも、小学校3年生まで拡大した場合には、新たに16億8,000万円、小学校6年生まで拡大した場合には、新たに21億8,000万円、また、中学校3年生までを対象とした場合には、新たに25億7,000万円が必要になってくるものと現段階では試算をしております。

大内委員 知事は、今のお答えの中で、どの拡充策を実施しようとしているのか、伺います。

橋本知事 来年度から入院、外来とも対象年齢を小学校3年生まで引き上げる方向で検討を行っているところでございますけれども、この見直しによって、対象年齢としては、全国どもトップクラスの水準になってくるものと考えております。

大内委員 小学3年というふうに記者会見では示されておりますが、そうでしょうか。

橋本知事 はい、そのとおりです。

大内委員 わずか2億9,000万円、約3億円の上乗せということです。財政負担が18億円、これは一番低い小学3年生までの実施では不十分です。知事をご承知でしょうが、本県の所得制限は全国で最も低いのです。平成8年の旧児童手当特例給付金を採用して、所得が393万円で、医療費助成を受けられたのは73%でした。

近県の栃木は小3まで、群馬では中学卒業まで、一部負担や所得制限がなく完全無料化です。本年8月5日に、女性団体が中学卒業まで無料にと要望書と要求カードを知事に提出しました。「2人の子どもがおり、喘息などのアレルギー疾患があり通院が必要ですが、所得制限でマル福の受給がなく、医療費の出

費が多くなり大変です」など、切実な声がかかれています。

子育て支援策として、日本医師会なども要望している中学卒業までの完全無料化実施について、知事の見解を伺います。

橋本知事 今申し上げましたような形で、小学生3年生まで実施いたしますと、この年齢層といたしましては、通院の方では、実は、今、小3までやっているところは、中卒までやっている群馬、東京、それから小3が栃木、兵庫で、それに匹敵するようなレベルになってまいります。その中で、所得制限については撤廃したらどうかということですがけれども、所得制限につきましては33都道府県で、また、自己負担金につきましては37都道府県でそれぞれ導入されているところであります。そして、両方を導入しているところが28都道府県となっております。財源の方は、大変逼迫しているわけですので、その財源を効率的、効果的に活用していく、そして、できるだけ多くの方々、福祉のすそ野を広げていくといったことから、所得制限及び自己負担金の制度を導入しているところでございまして、これからも、この制度については持続をしてまいりたいと思っております。

子ども医療費の完全無料化ということにつきましては、社会保障制度全体の枠組みの中で、少子化対策というものはもっと積極的に取り組んでいくべきであると、私としては思っておりますが、そういった点からすると、国の方で統一的に実施をしていくことが一番望ましいのではないかと考えております。

大内委員 私どもも、国の制度化が大切だと思っておりますが、茨城県の所得制限では73%しか受けられない。これは改善をすべきです。そして、あと22億円で中学卒業まで今の制度を拡大することができる、完全無料化は40億円、あと26億円足せばできるということで、茨城空港のことしの予算は57億円、いかにこの税金の使い方で実施ができるかということを示しております。ぜひ改善を求めます。

大内委員 昨年8月に政府は「薬物乱用防止第3次5ヶ年戦略」を策定し、取り締まりだけでなく、「薬物依存・中毒者の治療、社会復帰の支援及びその家庭への支援の充実強化」を重点策にしました。今年、地域依存症対策モデル事業として5,000万円の予算化をしております。本県では平成8年から、精神保健センター、友部病院、茨城ダルクが連携し、相談、治療、回復と「茨城方式」としてとりくみ、全国で最もすすんだ対策が行われてきました。この実績をもとに、新たな相談・回復施設を立ち上げたいと、関係者が取り組みをはじめました。支援策として国のモデル事業を率先して受け入れること、あわせて家族会への支援にどう取り組むのか伺います。

山口保健福祉部長 お答えいたします。このモデル事業につきましては、県内の薬物依存症家族会から薬物依存者が共同生活を営み、治療を受けながら農

業実習や生活訓練といった就労自立につながる活動を行なう新たな回復プログラムの開発や施設づくりに活用したいという意向が示されているところです。

家族会の意向は、理解できる場所ではありますが、施設の整備場所の確保がなされていないこと、事業内容が構想段階にとどまっていることなど、幾つか検討すべき課題が残されております。

このため、県といたしましては、今後、家族会を初めとする関係者で課題の整理を行いながら、精神障害者等の家族に対する支援事業、この事業を活用いたしまして、家族会が事業の具体化に向け、必要な調査研究や協議、検討を行なえるように支援してまいりたいと考えております。

大内委員 私は、先日、薬物依存症家族連合会のフォーラムに参加してきました。薬物依存症は病気であり、治療が必要なこと、回復の取り組みは公的なものがなく、民間に委ねられていること、スペインに比べて30年前の遅れた状況など、話がありました。体験者のお話や回復に取り組む青年の太鼓や踊りの発表に希望を見出すことができました。県の積極策を期待してこの質問を終わります。

私が用意しました学童保育の充実につきましては、本県は、国基準の運営費補助事業だけでございます。来年は、国は、補助金を削るなど行なうとしております。平成20年8月に県内自治体に初めて茨城県はアンケートをとりました。財政措置や実施場所の確保、設備、備品が不足していること、1クラスの人数が多すぎる、希望する学年までの利用ができるようにしてほしいなど、課題と要望が出されております。これらにこたえて、独自の上乗せ補助を実施すべきですが、所見を伺います。

山口保健福祉部長 放課後児童クラブにつくましましては、着実に増加しております。児童数も大分増えているところです。それにもかかわりませず、クラブに登録できない児童がまだ300人を超えている状況であり、まだまだ新規のクラブの開設が必要となっている状況でございます。

県といたしましては、限られた財源の中で、まずは希望するすべての家庭が放課後児童クラブを利用できるよう、引き続き、国庫補助制度を活用しまして、実施個所数の増加を第一に行っていきたいと考えております。

大内委員 独自の助成制度を強く求めるものでございます。

### 3. 大型開発の見直しについて

大内委員 次に、大型開発の見直しについて伺います。最初に八ッ場ダム中止についてです。

治水・利水の必要性がなくなり、建設すれば環境破壊と、税金投入です。私

どもは、これまでも住民運動と連携して、中止しを求めてきました。しかし、知事は 10 月 19 日に 1 都 5 県の知事と視察をし、中止撤回を求める共同声明を発表しました。「洪水対策にとって必要」と議会答弁もしています。

まずパネルをご覧ください。利根川水系の河川改修費は、1997 年から 10 年間で 556 億円の減額、半分になってしまいました。一方、ハツ場ダムは 232 億円増えて、10 年間で 2.5 倍に増えております。

1947 年のカスリーン台風の洪水が治水対策のベースになっています。2005 年 2 月の衆院予算委員会で、塩川鉄也議員の質問に河川局長は「カスリーン台風のときのような雨の降り方ではダムの効果は八斗島地点では期待できない」と効果がないことを認めております。

2007 年の台風 9 号、100 年に一度の大雨では、吾妻渓谷下流の流量は国交省予測の 3 分の 1 以下、渓谷がダムの役割を果たしました。国交省の調査で利根川の堤防のすべりやパイピング破壊の危険性が明らかになっております。洪水対策というなら、堤防の補修、改修こそ必要です。知事の所見を伺います。

橋本知事 利根川の治水対策につきましては、堤防強化対策事業と、それから利根川の洪水量の低減、その両面から今事業が進められているところでございまして、その一つがハツ場ダム建設事業でございまして。

まず、構造上の安全性を高める対策として、堤防強化につきましては、国では、平成 14 年度から 18 年度にかけて、河川堤防の浸透に対する安全点検調査を実施いたしました。調査は、200 年に一度発生するような豪雨に対して堤防内の水位が上昇することにより、堤防に水の通り道が発生し、堤防が崩れないかを点検したものでございますが、利根川では、堤防の約 6 割に当たる約 250 キロメートルの区間で安全性が不足しているという結果になっております。

これを受けて、国では、例えば、本県ですと、五霞町の約 6 キロメートルを含む 49.5 キロメートル区間におきまして、約 1,300 億円をかけて堤防の勾配を緩くする堤防強化事業を進めております。これからは当然必要な対策でございますけれども、全区間約 250 キロメートルで同様の事業を実施しますと、この対策だけで約 6,000 億円以上の事業費が必要となってまいります。

また、先般、埼玉の上田知事が言っておられましたけれども、今、埼玉では、スーパー堤防をやっていると、7 キロメートルの進捗率 3% という状況で 1,300 億円もかかっている。そのスーパー堤防 221 キロ計画があるのだそうですけれども、4 兆 4,000 億円がかかるといったようなことを言っておりました。こういったことや、例えば、スーパー堤防などですと、人家の移転なども関係してくる、そういうことに加えて、例えば、この河道の改修等をやっていくことになると、膨大な事業費と年月がかかってまいりますので、現実的ではないと考えられます。



したがって、利根川の洪水量を低減させて、河川の水位を低下させることにより、早期に堤防の浸透に対する安全性を確保することも大変大事なことでないかなと思っております、ハッ場ダムの建設事業は効果的であると考えております。

大内委員 ハッ場ダムは、治水の効果がないと、そして私は堤防の補強が大事だという提案でございます。

利水についてです。本県では日量 46 万トン、100 万人分の水余りを認めております。各都県でも水余りです。知事は、暫定水利権で、50 万人分の水道用水を供給しているので中止できないと答弁しました。しかし、ハッ場ダムの暫定水利権は、県南で日量 43,800 トン、県西では 3,100 トンです。県西地域は、湯西川ダムで 14,000 トンあり、あわせて日量 60,900 トンで、約 15 万人分の水量です。

しかし、県南・県西の余裕水量は、日量 15 万 8,000 トンであり、暫定水量の 2.6 倍の水が余っているのです。知事は、暫定水量 50 万人の影響ということは、これは余りにも過大、利根川フルプラン計画に基づく水源対策として示しておりますので、実態に合いません。ダムを中止しても、水利権が消失した例はこれまでありません。むしろ、国土交通省は水利権の許可水量をダム事業推進の手段に使ってきたのです。水利権許行政を根本から改めるべきです。所見をお聞かせ下さい。

橋本知事 ハッ場ダムについては、今もご指摘ございましたように、治水、利水の両面から必要であると認識して、国に協力して事業に参画してきたところであります。

しかしながら、前原国土交通大臣が突然中止を表明されたわけでございますが、その中で、例えば、洪水対策、あるいは暫定水利権の扱い、あるいは最終的にダム建設中止の判断に至った理由、そういったことについて全く説明がないわけございまして、私どもとしても、今お話しありましたように、暫定水利権というものについて、きちんと、まずどういうふうこれから対応していくのかということを説明してもらうことが前提になってくるのではなからうかと思っております。

大臣の方からも 1 都 5 県の知事に対して、近いうち、ぜひ意見の交換をしたいという手紙も来ておるところでございますので、1 都 5 県一緒になって対応してまいりたいと考えております。

大内委員 ハッ場ダムは中止した方が、税金投入は減らすことができます。パネルをご覧ください。中止した場合は、生活関連と残事業を補助金を除いた利水負担、本県は 101 億円に当たりますが、これを返還しても 1,660 億円です。しかし、継続した場合は、東電の減電補償に数百億円、貯水域周辺の地すべり

対策、関連事業の追加分を入れますと、2,390億円以上かかるといわれております。ダムを中止した方がこれ以上の県の負担はなくなり、財政難の解決になるのです。知事がおっしゃっているように、負担をなくすことができるのです。私は、共同声明の撤回を強く求めるものです。

知事は、この件について、みずから判断をし、みずから調査をし、そして、このような意見を聞きながら判断をして、茨城県は水が必要ない、こういう立場ではっきり中止の方向で考えなければ物事は進まないのです。中止を強く求めるものです。

霞ヶ浦導水事業については、これまでも、浄化対策にもならない、そして茨城県の中央広域水道を含めまして、もう新しい水の開発は要らない、そして何よりも漁業者が漁業と生態系と清流を守りたいと裁判を起こしております。25年前の工事着工は、漁業者に同意を得ないまま強行した漁業権侵害の暴挙でございました。知事が中止の立場に立つことこそ生態系や環境を守る責任が果せる、このことを私は強調いたします。

大内委員 最後に、茨城空港・自衛隊百里基地の共用化の見直しについて質問します。国内定期便が1便も決まらないまま、来年3月の開港を迎えます。「1日24便・年間81万人」の想定し、県民を欺いてきたこの説明責任こそ問われます。茨城空港は運行を中止し、これ以上の税金投入を行わない選択をすべきです。

今後、ターミナルビルの赤字補てん、韓国・アジアなどの就航会社への働きかけ、修学旅行やチャーター便の誘致、搭乗率保証など、さらなる税金投入について県民は認めておりません。

ところで、本年10月2日から9日にかけて米軍との共同訓練で、新滑走路を使用することになっていました。あいにく天候が悪く使用はされませんでした。どのような手続きで行われたのかお答え下さい。

橋本知事 百里飛行場の新滑走路を米軍が使用することにつきましては、去る9月11日に日米合同委員会で合意され、29日の閣議決定を経て、両政府間で施設提供に関する協定が締結されております。

この協定における新滑走路の使用期間は、百里飛行場の東側滑走路、既存の滑走路ですけれども、これの舗装改良工事が終了し、航空自衛隊が当該滑走路において運用を開始する日の前日までとなっており、暫定的な使用となっております。

地元住民の皆様方に対しましては、小美玉市が日米合同委員会で合意された9月11日に北関東防衛局のお知らせ文書を回覧し、周知したと聞いておるところでございます。

大内委員 今回は、あくまでも自衛隊滑走路の工事が終了するまでの、限定

的な使用ということでした。日米地位協定にもとづく、「国管法」第2条は、国が無償使用を許すことができるとしてあります。そして、第7条では、関係知事及び市町村長の意見を聞かなければならないとしています。今後の使用については、知事が認めるのか、認めないのか、あなたの意見が問われます。新滑走路は、米軍に使用を認めるべきではありません。知事の見解のお聞かせ下さい。

橋本知事 今申し上げましたように、新滑走路の使用期間は、あくまで東側滑走路、既存滑走路の舗装改良工事が終了するまでとなっておりますので、私どもは、これからわざわざ新滑走路を訓練に使うことはないだろうと思っております。

大内委員 日米地位協定に基づいて、知事の意見が問われますが、今のご答弁では、使用はさせないということを確認してよろしいのでしょうか。

橋本知事 実は、今回もそうでありますけれども、地方の意見というものを、これは軽微な事項であるということ聞いてきておりません。政令に定められておる事項に該当しないということ聞いてきておりません。したがって、私どもの方としては、この意見を言う場を与られていない状況になっておりますので、そしてそれは、ほかのケースにつきましても同様でございます。たしか30数年間1件もそういった例はないと聞いております。

大内委員 それがこれまでの政府の問題でございました。軽微なこととして、知事の意見を聞かなかつたのです。しかし、先ほどの国管法第7条では、住民の意見、立場に立って、安全、そして影響に基づいて軽微なものと判断できるのでしょうか。軽微ではありません。新滑走路の米軍は、大変危険な使用となります。滑走路間が知事もご承知のように、全国に例がない210メートルと大変狭いということ、新滑走路と民家が近すぎるということ、騒音がひどくなるということです。先ほども行方地域も騒音がひどいというお話しがありました。騒音対策、これをきちんと現自衛隊機の訓練で物を言わなければならない。しかし、アメリカ軍に対しては、使用を認めないという騒音の被害をこれ以上拡大しないということ、知事は申し述べる必要があります。本県も入っている在日米軍基地がある14都道府県の渉外知事会は、毎年、国に要望書を提出しております。本年7月の重点要望には、「基地の整理縮小及び早期返還」「日米地位協定について早急に抜本的見直しに着手すること」と明記されました。茨城県も入っている知事会でございます。

百里基地の縮小、そして撤去が本当の県知事が果たす役割です。私は、新しい新滑走路を米軍の使用にも、自衛隊の使用にも認めない、このことをきちんと知事の姿勢として打ち出すべきであるということ強く指摘をいたしまして、質問を終わります。

